

名二環の案内標識の改善を求めて中日本高速道路株式会社名古屋支社にあっせん（概要）

総務省中部管区行政評価局（局長：前川正文）は、「名古屋高速道路の標識には出口の方向が左右どちらなのかを示す矢印の標示があるが、名古屋第二環状自動車道（名二環）の標識にはそれが無く不安だった。名二環の標識にも出口の方向を示す矢印を標示してほしい。」旨の行政相談を受けました。

当局では、申出について、民間有識者を構成メンバーとする行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎元東海銀行副頭取）に諮ったところ、「利用者の安全の一層の向上の観点から、名二環の出口予告標識において、出口の方向を示す矢印を標示することについて検討する必要がある。」旨の意見を受けたことを踏まえ、平成28年3月29日、中日本高速道路株式会社（ネクスコ中日本）名古屋支社長に対し、次のとおり、出口予告標識の標示の改善をあっせんしました。

〈本件照会先〉

総務省中部管区行政評価局

首席行政相談官 新井

電話：(052) 972 - 7416

相談の背景

① 名古屋高速道路と名二環の出口予告標識は、どちらも標識令の規定に従って設置
(資料1)

- ・ 都市内高速道路である名古屋高速道路には、出口の方向を示す矢印標示あり
- ・ 都市間高速道路である名二環には、出口の方向を示す矢印標示なし

② 名古屋高速道路の出口は、左側と右側が混在 (32 か所が右側、9 か所が左側)
一方、名二環の出口は、全てが左側 (25 か所)

③ 名古屋高速道路と名二環は5か所のジャンクションで接続。相互に乗り入れて
通行する車両が多く、利用者にとって密接に関連した道路として利用 (資料2)
名二環と名古屋高速道路とで出口予告標識が異なることにより戸惑うおそれ。

ネクスコ東日本及びネクスコ西日本における出口予告標識の状況





都市間高速道路の一部の高速道路には、出口予告標識等に出口の方向を標示してい
る例あり (東京外環自動車道、西名阪自動車道：出口は全て左側) (資料3)

ネクスコ中日本名古屋支社への あっせん事項

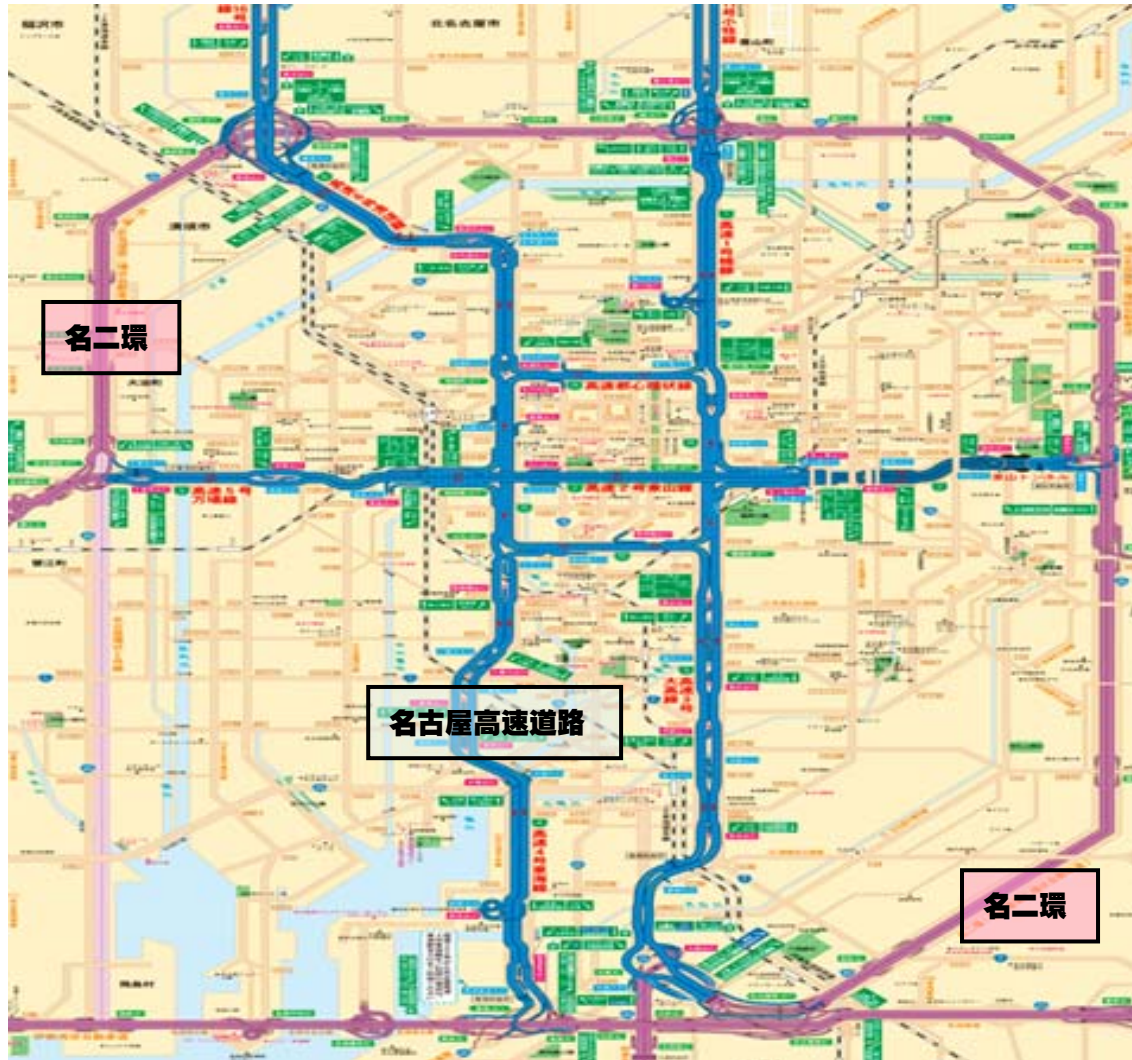
道路利用者の安全の一層の向上の
観点から、名二環の出口予告標識の
老朽化に伴う更新の機会を利用して
出口の方向を示す矢印を標示するな
ど、可能な方策を検討すること。

出口予告標識は、「標識令」（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）に基づき設置。
名古屋高速道路は、標識に出口の方向を示す矢印標識あり。名二環は、標識に出口の方向を示す矢印標識なし

名古屋高速道路と名二環の「出口予告標識」の様式及び標示内容

区 分	都市内高速道路（ <u>名古屋高速道路</u> が該当）	都市間高速道路（ <u>名二環</u> が該当）
標識令に定める様式		
標示内容	出口までの距離と <u>出口の方向を示す矢印</u> を標示	出口までの距離のみを標示
出口予告標識の例	<p>名古屋高速道路の出口予告標識（例）</p> 	<p>名二環の出口予告標識（例）</p> 

名古屋高速道路と名二環の概要

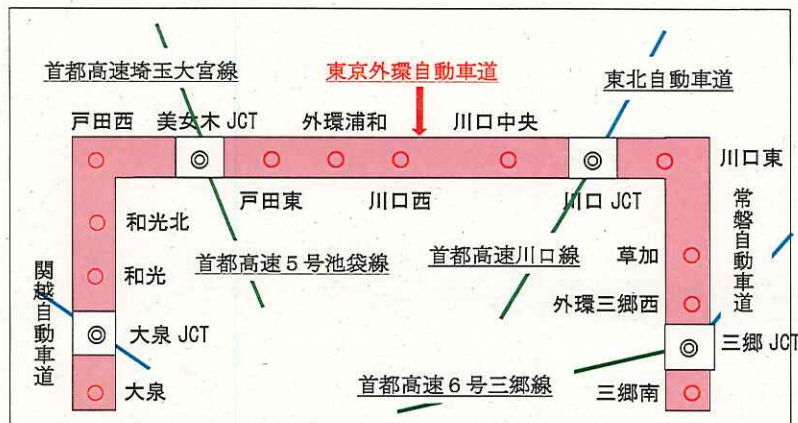


相互乗り入れ交通量
(平成 26 年度 1 日平均)

(台/日)

名古屋高速道路	→	名二環
	←	
	32,000	
	32,500	

[ネクスコ東日本]
東京外環自動車道概略図及び出口予告標識



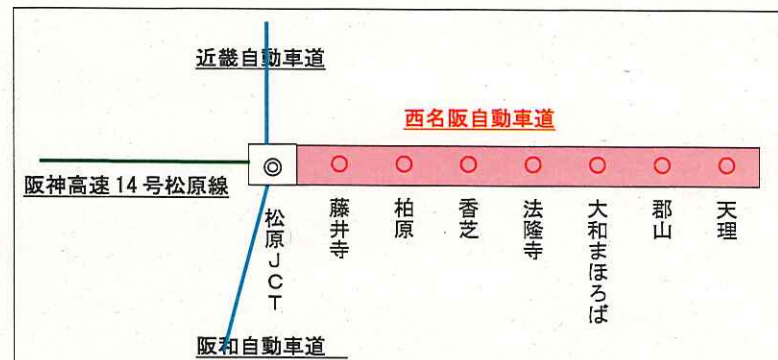
(注)「○」はインターチェンジ、「◎」はジャンクションである。

- 出口は**全て左側**
- 終点を除く全ての出口予告標識に**出口の方向を示す矢印標識あり**

和光インターチェンジの出口予告標識

1 km 手前	500m 手前

[ネクスコ西日本]
西名阪自動車道概略図及び出口予告補助標識



(注)「○」はインターチェンジ、「◎」はジャンクションである。

- 出口は**全て左側**
- 一部の出口手前に**出口の方向を示す立看板あり**

柏原 I C 約 500m 及び 600m 手前地点の出口予告補助標識

